



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種届出書が必要です(令和4年分消費税課税事業者のために)

消費税の免税事業者の方であっても、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。(課税事業者になるための届出提出期限は令和3年12月31日です。)(注2)

なお、令和2年分課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、または令和3年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えている方は、令和4年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高(令和2年分)が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき(注1)	消費税簡易課税制度選択届出書	令和3年12月31日 (適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき(来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討)(注2)	消費税課税事業者選択届出書	令和3年12月31日 (選択しようとする課税期間の初日の前日まで)

(注1) 令和2年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。

※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

(注2) いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときを除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。

# STOP!

## Windowsのアップグレードはお待ちください!

10月5日(火)にマイクロソフト社からWindowsの最新OS「Windows11」がリリースされる予定です。一定の要件を満たすWindows10のパソコンは、インターネット経由でWindows11への無償アップグレードが可能となっています。

会計ソフト「ブルーリターンA」は現在、Windows11環境での動作確認をすすめており、2022年1月提供予定の「ブルーリターンA2022」にて同環境での動作保証開始を目標に準備しています。

Windows11の導入を検討されている方は、安心・安全な環境で「ブルーリターンA」をご利用いただくため、動作保証開始後にWindows11環境でご利用いただきますようお願いいたします。

なお、Windows11がリリースされても、Windows10のサポートは2025年10月14日まで継続するとのことですので、お使いのパソコンには「ブルーリターンA」だけではなく他のソフトウェアも入っていると思いますので、Windows11にアップグレードしても問題なく動作するのか確認して慎重に対応してください。



# 事業用資産を購入の際はお知らせください！

毎年この時期の会報には「減価償却資産 異動に関するアンケート」を同封しています。

事業用の資産（建物・車両・機械など…）を購入した場合に、取得価額が税込10万円以上で使用可能期間が1年を超えるものは、減価償却資産として使用可能期間（耐用年数）に応じて分割し、減価償却費として経費を計上していきます。その際の耐用年数は、法律で定められています。

個人事業者の場合は、原則として償却費の額が毎年同額（※1）となる定額法という方法で減価償却していきますが、下のような方法で償却することも可能です。

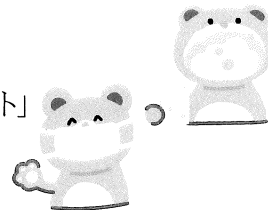
	一括償却資産	少額減価償却資産（※2）
取得価額	10万円以上20万円未満	10万円以上30万円未満
償却方法	取得した資産の法定耐用年数にかかわらず、購入した年から3年間、購入価額の3分の1ずつを経費に計上	取得した資産の法定耐用年数にかかわらず、購入した年に購入価額の全額を経費に計上

（※1）年の途中で取得（または売却や除却など）した場合には、【使用した月数/12ヵ月】で計算します。

（※2）青色申告をしている方のみが受けられる特例で、令和4年3月31日までに取得したものが対象となります。

つきましては、令和3年中に減価償却資産に変動があった方は、別紙の「令和3年分減価償却資産 異動アンケート」を10月29日（金）までに、FAX・郵送またはQRコードにてご連絡ください。ご協力よろしくお願いいたします。

なお、すでに当会までご連絡いただいている方は必要ありません。



## 大人気！ 相談事ありませんか？

### 弁護士による法律相談を行います！

当会会員の弁護士、橘 友一先生による月に1回の無料法律相談です！

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？



ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

優しくて話しやすい先生です（\*^▽^\*）

ご質問等あればお気軽にお尋ねください。

**10月15日（金） 15:00～17:00**

（場所：青色申告会事務所内）

※時間は60分程度となります。

※上記は都合により変更する場合がございます。

※初回の相談は無料ですが、実際に業務を依頼する場合には、実費・手数料が必要となります。

※相談内容については、当会の職員は立ち入りませんのでご安心ください。

## 同封のハガキについて

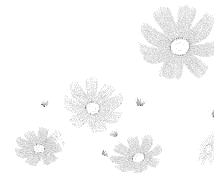
全青色共済・傷害特約、全青色傷害、疾病入院補償にご加入いただいております会員の皆さま方には、口座振替のご案内を同封しております。つきましては口座残高のご確認をお願いいたします。

なお、ご案内の内容は、前回の更新時の状況で作成されております。その後、変更や脱退をされた場合の内容は反映されておられません。ご了承ください。

また、共済等に加入している方で、ケガや病気で入院されたのに、保険金の請求をお忘れの方はいませんか？請求がお済みでない方は、当会まで早急にご連絡ください。

### 口座振替日

- ・ 全青色共済 11月24日（水）
- ・ 全青色傷害 11月29日（月）
- ・ 疾病入院補償 11月29日（月）



今月の行事予定	行事予定日	行事内容
	10月4日（月）・21日（木）	税務相談日
	10月15日（金）	法律相談日

8月より国税局主催の講習会を行っております。場合によっては担当の職員が出張に出ているため、事務所で講習会を開催する関係で予約が受けられなかったりする可能性があります。恐れ入りますが、ご来会の際はお電話にてご予約をお願いいたします。

# ふくおかNEWS

メール：info@aoiro-f.com

H P：http://aoiro-f.com/

Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176

当会発信専用番号：070-5416-5221

## 編集後記

今年はコロナウイルスの影響もあり、記帳確認に来られる方が例年より少なく寂しい限りです。

表面の記事にもあるように、来年から消費税課税事業者の方などは年内に一度記帳確認へお越しください。